

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会 川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F) TEL:044-233-4852・8904
 編集兼発行人/広報委員会 http://www.km-hojinkai.or.jp FAX:044-245-0023
 Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

KAWASAKI

- 活動報告(女性部会創立30周年を迎えて)..... 9
- e-Tax推進委員会情報..... 8
- 平成20年度税制改正..... 6
- 第41回通常総会開催..... 2
- 新入会員のご紹介..... 11
- 川崎消防署からのお知らせ..... 11
- 裁判員制度について..... 10

市民待望の砂浜がある公園。常時には海辺に親しめる憩いの場として利用できる。人工砂浜のほか、バーベキュー場やドックラン、スポーツなどが楽しめる多目的の広場もある。



消費税期限内納付

法人会 一声運動

第41回 通常総会開催

社団法人川崎南法人会第41回通常総会が5月23日(金)、川崎日航ホテルに於いて開催されました。第1部の総会では中村総務委員長の司会で、堀江副会長の開会の辞により幕を開けました。山下会長が議長を務め、来賓ならびに多数の会員出席のもと1号議案から4号議案が円滑に審議され、いずれも満場一致で承認可決されました。

審議が承認された議案は下記のとおり

- 第1号議案 平成19年度 事業報告承認の件
- 第2号議案 平成19年度 収支決算承認の件
- 第3号議案 平成20年度
事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成20年度
収支予算(案)承認の件



山下会長



祝辞を述べる佐野川崎南税務署長



祝辞を述べる枝村東京地方税理士会川崎南支部長

総会の議事に続いて平成19年度会員増強に貢献されました方々に、山下会長より感謝状が贈呈されました。続いてご来賓の方々を代表して佐野川

崎南税務署長、塚本神奈川県川崎県税事務所長、友誼団体を代表して東京地方税理士会川崎南支部の枝村支部長の3氏よりお祝辞を賜りました。



祝辞を述べる塚本神奈川県税川崎事務所長



感謝状受彰風景

第2部は記念講演会、講師に経済ジャーナリストの須田慎一郎氏を迎え「どうなる日本・日本経済の明日を読む～今起きていること、これから起こること～」と題して、講演を頂きました。日本経済の動向は、政治の動向は、日本経済と政治は表裏一体の関係にある。それでは日本経済の現状はどういう風なのか？と先生は今起きている政治、経済について詳しくユーモアを交えて聞かせてくれました。

第3部は懇親会、和やかな雰囲気の中に盛り上がり、今年度の通常総会を終了いたしました。



講演された須田慎一郎氏

第1号議案 平成19年度事業報告承認の件

平成19年度 事業報告書

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

○説明会及び研修会

毎月実施しております“決算法人説明会”また年間6回実施しております“新設法人説明会”は、税務署並びに税理士会のご指導、ご協力のもとに活発に事業を展開しております。特に“新設法人説明会”には、女性部会・組織委員会役員の積極的な活動が、法人会に対する理解を深め、会員増強の推進にも役立っております。

○簿記・パソコン講習会

恒例の“初級簿記(年2回)”“実務経理”並びに“法人税申告書の書き方”の講習“パソコン教室”は大変好評で、大勢の会員の皆様に参加をいただきました。

○税を考える週間行事

毎年恒例の“かわさき市民まつり”に税務署管内関係民間団体として参加し、その際大勢の参加者に対してe-Tax推進のパンフ等を配布したりパソコンによる税金クイズを行い、税務知識の普及と納税道義の高揚に努めました。

○社会貢献活動

今年で5回目となる、『米海軍第7艦隊バンド』による演奏会を開催いたしました。会員のみならず市民の方々も多数(981名)参加していただき大変好評でした。参加の方々の参加費を川崎区・幸区の社会福祉協議会へ寄託しました。

○部会活動

①青年部会

税務関係を中心としての知識の研鑽に励み“川崎ロボット競技大会”及び“税を考える週間”

等本会の行事にも参加し、活発な行動を展開してきました。

また今年度は青年部会OBと部会員との懇談会を行い有意義な研修会となりました。

②女性部会

税務に関する研修は勿論“女性部会セミナー”“税を考える週間”“年度末研修会”等の行事に多数参加し活発な事業を展開してきました。

③源泉部会

毎年、源泉徴収に関する研修(源泉所得税の正しい事務処理について)及び社会保険・労働保険等の研修会を、また8月には講演会と意見交換会を取り入れ年9回の事業として大変好評をいただきました。

○福利厚生事業

会員の福利厚生を図るため、支部役員会・懇親会には受託会社の担当者へ出席していただき「大型保障制度」「経営プラン」「がん保険」等の推進に努めました。

今年も健康のための「健康セミナー」の講演会を開催しました。また、毎年行っております健康管理に対する会員企業の関心に応え「生活習慣病検診」を実施した結果282名(前年対比23%増)の方々が受診されました。

特に事業の重点事項である組織の充実・拡大強化を図り、会員の皆様に役立つ研修会の開催、また地域社会に役立つ地域社会貢献事業の開催など活発な法人会活動を展開してまいりました。

第2号議案 平成19年度収支決算承認の件

一般会計貸借対照表

自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
1. 事業活動収支の部			
(1) 事業活動収入			
①基本財産運用収入	(3,000)	(5,200)	(△ 2,200)
基本財産利息収入	3,000	5,200	△ 2,200
②会費収入	(38,800,000)	(37,928,320)	(871,680)
一般会費収入	35,700,000	35,609,600	90,400
青年部会会費収入	200,000	140,000	60,000
女性部会会費収入	1,700,000	855,500	844,500
源泉部会会費収入	200,000	183,000	17,000
特別会費収入	1,000,000	1,140,220	△ 140,220
③事業収入	(5,800,000)	(6,099,085)	(△ 299,085)
研修会会費収入	4,900,000	5,138,200	△ 238,200
支部事業収入	600,000	560,385	39,615
広告収入	300,000	400,500	△ 100,500
④補助金収入	(5,372,500)	(5,069,700)	(302,800)
全法連補助金収入	4,252,500	4,052,500	200,000
県連補助金収入	1,120,000	1,017,200	102,800
⑤推進費収入	(0)	200,000	△ 200,000
全法連推進費収入	0	200,000	△ 200,000
⑥雑収入	(1,324,000)	(1,621,908)	(△ 297,908)
受取利息	24,000	132,326	△ 108,326
雑収入	1,300,000	1,489,582	△ 189,582
⑦繰入金収入	(1,360,200)	(2,769,991)	(△ 1,409,791)
収益事業特別会計繰入金収入	1,360,200	2,769,991	△ 1,409,791
【事業活動収入計】	52,659,700	53,694,204	△ 1,034,504
(2) 事業活動支出			
①事業費	(31,560,000)	(26,172,827)	(5,387,173)
研修会費	9,300,000	8,288,912	1,011,088
社会貢献活動費	2,000,000	2,054,626	△ 54,626
広報費	240,000	222,368	17,632
会報発行費	7,000,000	5,413,890	1,586,110
会報配付費	1,000,000	916,200	83,800
会員増強推進費	900,000	1,273,277	△ 373,277
賀詞交歓会費	1,000,000	1,140,720	△ 140,720
支部活動費	2,200,000	2,019,286	180,714
青年部会活動費	1,040,000	966,819	73,181
女性部会活動費	3,200,000	1,309,788	1,890,212
源泉部会活動費	1,200,000	1,051,714	148,286
県連会費	380,000	339,360	40,640
調査研究費	400,000	333,632	66,368
負担金	900,000	665,630	234,370
渉外費	240,000	120,189	119,811
慶弔費	160,000	56,416	103,584
表彰費	400,000	0	400,000
②会議費	(4,440,000)	(5,102,213)	(△ 662,213)
総会費	2,800,000	3,790,134	△ 990,134
役員会費	800,000	654,402	145,598
委員会費	800,000	638,238	161,762
厚生委員会費	0	5,000	△ 5,000
その他会議費	40,000	14,439	25,561
③管理費	(25,191,600)	(23,922,024)	(1,269,576)
給料手当	16,000,000	15,630,381	369,619
福利厚生費	3,360,000	3,028,882	331,118
旅費交通費	800,000	719,344	80,656
通信運搬費	720,000	720,562	△ 562
什器備品費	250,000	0	250,000
リース料	416,000	185,287	230,713
消耗品費	480,000	421,410	58,590
修繕費	0	130,116	△ 130,116
印刷製本費	480,000	499,212	△ 19,212
光熱水道費	240,000	206,257	33,743
貸借料	1,512,000	1,512,000	0
事務所管理費	369,600	369,600	0
保険料	4,000	3,171	829
支払手数料	400,000	378,140	21,860
新聞図書費	40,000	45,448	△ 5,448
雑費	120,000	72,214	47,786
【事業活動支出計】	61,191,600	55,197,064	5,994,536
【事業活動収支差額】	△ 8,531,900	△ 1,502,860	△ 7,029,040
2. 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入			
①特定資産取崩収入	(1,500,000)	(1,500,000)	(0)
40周年行事引頭資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0
【投資活動収入計】	1,500,000	1,500,000	0
(2) 投資活動支出			
①固定資産取得支出	(0)	(189,000)	(△ 189,000)
固定資産取得支出	0	189,000	△ 189,000
②敷金・保証金支出	(0)	(1,000)	(△ 1,000)
敷金・保証金支出	0	1,000	△ 1,000
【投資活動支出計】	0	190,000	△ 190,000
【投資活動収支差額】	1,500,000	1,310,000	190,000
3. 財務活動収支の部			
(1) 財務活動収入	(0)	(0)	(0)
【財務活動収入計】	0	0	0
(2) 財務活動支出	(0)	(0)	(0)
【財務活動支出計】	0	0	0
【財務活動収支差額】	0	0	0
4. 予備費支出	(1,000,000)	(0)	(1,000,000)
予備費	1,000,000	0	1,000,000
【当期収支差額】	△ 8,031,900	△ 192,860	△ 7,839,040
【前期繰越収支差額】	9,096,586	9,096,586	0
【次期繰越収支差額】	1,064,686	8,903,726	△ 7,839,040

収益事業特別会計収支計算書

自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
1. 事業活動収支の部			
(1) 事業活動収入			
①事業収入	(2,900,000)	(3,202,090)	(△ 302,090)
共済事業収入	2,300,000	2,609,310	△ 309,310
成人病検診手数料収入	600,000	592,780	7,220
②推進費収入	(9,525,600)	(9,525,600)	(0)
全法連推進費収入	9,525,600	9,525,600	0
③雑収入	(106,000)	(73,082)	(32,918)
受取利息	6,000	33,082	△ 27,082
雑収入	100,000	40,000	60,000
【事業活動収入計】	12,531,600	12,800,772	△ 269,172
(2) 事業活動支出			
①事業費	(2,820,000)	(1,792,541)	(1,027,459)
広報費	60,000	55,592	4,408
支部活動費	1,100,000	1,040,238	59,762
青年部会活動費	260,000	241,705	18,295
女性部会活動費	800,000	327,447	472,553
調査研究費	100,000	83,408	16,592
渉外費	60,000	30,047	29,953
慶弔費	40,000	14,104	25,896
福利厚生制度推進費	300,000	0	300,000
福利厚生制度表彰関係費	100,000	0	100,000
②会議費	(1,210,000)	(1,352,234)	(△ 142,234)
総会費	700,000	947,533	△ 247,533
役員会費	200,000	163,600	36,400
委員会費	200,000	159,560	40,440
厚生委員会費	100,000	77,931	22,069
その他会議費	10,000	3,610	6,390
③管理費	(7,141,400)	(6,886,006)	(255,394)
給料手当	4,000,000	3,907,595	92,405
福利厚生費	840,000	757,220	82,780
旅費交通費	200,000	179,836	20,164
通信運搬費	180,000	180,141	△ 141
リース料	104,000	46,322	57,678
消耗品費	120,000	105,353	14,647
修繕費	0	32,529	△ 32,529
印刷製本費	120,000	124,803	△ 4,803
光熱水道費	60,000	51,564	8,436
貸借料	378,000	378,000	0
事務所管理費	92,400	92,400	0
保険料	1,000	793	207
租税公課	176,000	135,600	40,400
法人税等支払額	330,000	769,900	100
支払手数料	100,000	94,535	5,465
新聞図書費	10,000	11,362	△ 1,362
雑費	30,000	18,053	11,947
④繰入金支出	(1,360,200)	(2,769,991)	(△ 1,409,791)
一般会計繰入金支出	1,360,200	2,769,991	△ 1,409,791
【事業活動支出計】	12,531,600	12,800,772	△ 269,172
【事業活動収支差額】	0	0	0
2. 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入	(0)	(0)	(0)
【投資活動収入計】	0	0	0
(2) 投資活動支出	(0)	(0)	(0)
【投資活動支出計】	0	0	0
【投資活動収支差額】	0	0	0
3. 財務活動収支の部			
(1) 財務活動収入	(0)	(0)	(0)
【財務活動収入計】	0	0	0
(2) 財務活動支出	(0)	(0)	(0)
【財務活動支出計】	0	0	0
【財務活動収支差額】	0	0	0
4. 予備費支出	(0)	(0)	(0)
予備費	0	0	0
【当期収支差額】	0	0	0
【前期繰越収支差額】	0	0	0
【次期繰越収支差額】	0	0	0



第3号議案

平成20年度事業計画承認の件

平成20年度 事業計画書(案)

I 事業計画基本方針

1 組織の強化

健全な納税者団体として、また良き経営者を目指す者の団体として公益性を高めると共にさらに組織の拡大強化を図る。

2 租税負担の公平化

適正公平な税制と租税負担の合理化を図るために、税制委員会を通じて上部団体と密接な連絡をとり税制改正について関係当局に対して強力な要望を行い、その実現を図る。

3 事業活動の充実

税務当局との連携を密にし、税法・税務会計に関する説明会、研修会を開催し企業経営の健全な発展に寄与する。会員相互の親睦を図るための諸行事の実施。

II 事業の重点事項

1 組織関係

- ①本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- ②支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への参加者増加を図る。
- ③「会員増強月間」を9月～12月の4ヶ月間として会員の

退会防止に努めながら、積極的な会員増強を図る。

2 事業関係

- ①税制・税務会計・経理に関する研修会、講習会を開催する。
- ②法律・税務などの無料相談をはじめ、経営セミナー・健康セミナーなど開催するほか、異業種交流の場を設け会員相互の情報交換に努める。
- ③地域社会貢献活動に積極的に取り組む。

3 福利厚生関係

- ①企業及び経営者のリスクを守るため、経営者大型保障制度・任意労災プラン・ガン保険制度など福利厚生制度の推進を図る。
- ②会員企業の経営者、従業員のための生活習慣病(成人病)の検診の実施。

4 広報活動関係

- ①「法人会ニュース」の内容の充実を図る。
- ②ホームページについて、その内容の充実を図る。
- ③「e-Tax」の普及促進に資するためオンライン利用率目標役員50%、一般会員22%と定め積極的な促進を図る。

第4号議案

平成20年度収支予算(案)承認の件

平成20年度 収支予算(案)

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日現在)

(単位:円)

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

大 科 目	中 科 目	予算金額	前年予算金額	差 異	予算金額内訳	
					一般会計	収益会計
(1) 基本財産運用収入	5,000	3,000	2,000	5,000	0	
基本財産利息	5,000	3,000	2,000	5,000	0	
(2) 会費収入	37,600,000	38,800,000	-1,200,000	37,600,000	0	
一般会費収入	34,900,000	35,700,000	-800,000	34,900,000	0	
青年部会会費収入	200,000	200,000	0	200,000	0	
女性部会会費収入	1,300,000	1,700,000	-400,000	1,300,000	0	
源泉部会会費収入	200,000	200,000	0	200,000	0	
特別会費収入	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0	
(3) 事業収入	10,680,000	8,700,000	1,980,000	7,650,000	3,030,000	
研修会費収入	6,650,000	4,900,000	1,750,000	6,650,000	0	
支部事業収入	600,000	600,000	0	600,000	0	
広告収入	400,000	300,000	100,000	400,000	0	
共済事業収入	2,430,000	2,300,000	130,000	0	2,430,000	
成人病検診手数料収入	600,000	600,000	0	0	600,000	
(4) 補助金収入	5,355,000	5,372,500	-17,500	5,355,000	0	
全法連補助金収入	4,345,000	4,252,500	92,500	4,345,000	0	
県法連補助金収入	1,010,000	1,120,000	-110,000	1,010,000	0	
(5) 推進費収入	9,648,000	9,525,600	122,400	0	9,648,000	
全法連推進費収入	9,648,000	9,525,600	122,400	0	9,648,000	
(6) 雑収入	1,650,000	1,430,000	220,000	1,520,000	130,000	
受取利息	150,000	30,000	120,000	120,000	30,000	
雑収入	1,500,000	1,400,000	100,000	1,400,000	100,000	
(7) 繰入金収入	2,340,700	1,360,200	980,500	2,340,700	0	
収益事業特別会計繰入金収入	2,340,700	1,360,200	980,500	2,340,700	0	
事業活動収入合計	67,278,700	65,191,300	2,087,400	54,470,700	12,808,000	

2. 事業活動支出

大 科 目	中 科 目	予算金額	前年予算金額	差 異	予算金額内訳	
					一般会計	収益会計
(1) 事業費	32,350,000	34,380,000	-2,030,000	29,782,000	2,568,000	
研修会費	9,300,000	9,300,000	0	9,300,000	0	
社会貢献活動費	1,900,000	2,000,000	-100,000	1,900,000	0	
広報費	300,000	300,000	0	240,000	60,000	
会報発行費	5,900,000	7,000,000	-1,100,000	5,900,000	0	
会報配布費	750,000	1,000,000	-250,000	750,000	0	
会員増強推進費	800,000	900,000	-100,000	800,000	0	
福利厚生制度推進費	100,000	300,000	-200,000	0	100,000	
賀詞交歓会費	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0	
支部活動費	3,200,000	3,300,000	-100,000	2,112,000	1,088,000	
青年部会活動費	1,250,000	1,300,000	-50,000	1,000,000	250,000	
女性部会活動費	4,000,000	4,000,000	0	3,200,000	800,000	
源泉部会活動費	1,350,000	1,200,000	150,000	1,350,000	0	
県法連会費	350,000	380,000	-30,000	350,000	0	
調査研究費	500,000	500,000	0	400,000	100,000	
負担金	800,000	900,000	-100,000	800,000	0	
渉外費	200,000	300,000	-100,000	160,000	40,000	
慶弔費	150,000	200,000	-50,000	120,000	30,000	
表彰費	400,000	400,000	0	400,000	0	
福利厚生制度表彰費	100,000	100,000	0	0	100,000	
(2) 会議費	3,650,000	5,650,000	-2,000,000	2,840,000	810,000	
総会費	2,000,000	3,500,000	-1,500,000	1,600,000	400,000	
役員会費	800,000	1,000,000	-200,000	640,000	160,000	
委員会費	700,000	1,000,000	-300,000	560,000	140,000	
厚生委員会費	100,000	100,000	0	0	100,000	
その他会議費	50,000	50,000	0	40,000	10,000	
(3) 管理費	31,928,900	32,333,000	-404,100	24,839,600	7,089,300	
給料手当	20,000,000	20,000,000	0	16,000,000	4,000,000	
退職金	0	0	0	0	0	
福利厚生費	4,000,000	4,200,000	-200,000	3,200,000	800,000	

大 科 目	中 科 目	予算金額	前年予算金額	差 異	予算金額内訳	
					一般会計	収益会計
旅費交通費	850,000	1,000,000	-150,000	680,000	170,000	
通信運搬費	900,000	900,000	0	720,000	180,000	
什器備品費	250,000	250,000	0	250,000	0	
リース料	300,000	520,000	-220,000	240,000	60,000	
消耗品費	550,000	600,000	-50,000	440,000	110,000	
修繕費	180,000	0	180,000	144,000	36,000	
印刷製本費	650,000	600,000	50,000	520,000	130,000	
光熱水道費	300,000	300,000	0	240,000	60,000	
賃借料	1,890,000	1,890,000	0	1,512,000	378,000	
事務所管理費	462,000	462,000	0	369,600	92,400	
保険料	5,000	5,000	0	4,000	1,000	
租税公課	141,500	136,000	5,500	0	141,500	
法人税等支払	800,400	770,000	30,400	0	800,400	
支払手数料	500,000	500,000	0	400,000	100,000	
支払利息	0	0	0	0	0	
新聞図書費	50,000	50,000	0	40,000	10,000	
雑費	100,000	150,000	-50,000	80,000	20,000	
(4) 繰入金支出	2,340,700	1,360,200	980,500	0	2,340,700	
事業活動支出合計	70,269,600	73,723,200	-3,453,600	57,461,600	12,808,000	
事業活動収支差額(A)	-2,990,900	-8,531,900	5,541,000	-2,990,900	0	

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

大 科 目	中 科 目	予算金額	前年予算金額	差 異	予算金額内訳	
					一般会計	収益会計
(1) 基本財産取崩収入	0	0	0	0	0	
(2) 特定資産取崩収入	2,286,000	1,500,000	786,000	2,286,000	0	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	0	0	
減価償却引当資産取崩収入	0	0	0	0	0	
40周年行事引当資産取崩収入	0	1,500,000	-1,500,000	0	0	
会館建設引当資産取崩収入	0	0	0	0	0	
OA機器引当資産取崩収入	0	0	0	0	0	
支部活動充実引当資産取崩収入	2,286,000	0	2,286,000	2,286,000	0	

2. 投資活動支出

大 科 目	中 科 目	予算金額	前年予算金額	差 異	予算金額内訳	
					一般会計	収益会計
(1) 基本財産取得支出	0	0	0	0	0	
(2) 特定資産取得支出	0	0	0	0	0	
退職給付引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
減価償却引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
40周年行事引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
会館建設引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
OA機器引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
支部活動充実引当資産取得支出	0	0	0	0	0	
(3) 固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
什器備品購入支出	0	0	0	0	0	
(4) 敷金・保証金支出	0	0	0	0	0	
敷金・保証金支出	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額(B)	2,286,000	1,500,000	786,000	2,286,000	0	

III 予備費支出

1. 予備費

大 科 目	中 科 目	予算金額	前年予算金額	差 異	予算金額内訳	
					一般会計	収益会計
(1) 予備費D	500,000	1,000,000	-500,000	500,000	0	
当期収支差額 E=(A)+(B)-(D)	-1,204,900	-8,031,900	6,827,000	-1,204,900	0	
前期繰越収支差額 F	8,903,726	9,096,586	-192,860	8,903,726	0	
当期繰越収支差額 E+F	7,698,826	1,064,686	6,634,140	7,698,826	0	

平成20年度 税 制 改 正

4月30日に成立した平成20年度税制改正では、昨年に引き続き、主に減価償却関係の改正が行われ、機械・装置の法定耐用年数が整理され、また、事業承継税制が抜本的に見直しされるなど、中小企業にとり大きな影響がある改正といえます。また、法人会にとって影響のある、「公益法人制度改革」に対応する税制上の措置が図られています。ここでは、主だった改正点につき解説いたします。

1 減価償却資産の耐用年数の見直し等

(1) 法定耐用年数の見直し

法定耐用年数については、実態に即した使用年数を基に、耐用年数の見直しが行われました。また、資産区分については、項目数の多い別表第二（機械・装置）を中心に、資産区分の整理が行われました。

〔現行耐用年数の見直し〕

別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）	
別表第二（機械及び装置の耐用年数表）	⇒ 390区分→55区分
別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）	
別表第四（生物の耐用年数表）	⇒ 実態に合わせ見直し
別表第五（汚水処理用減価償却資産の耐用年数表）	⇒ 統合
別表第六（ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表）	
別表第七（農林業用減価償却資産の耐用年数表）	⇒ 別表第一・二に統合
別表第八（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）	

※既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

(2) 短縮特例制度

本特例の適用を受けた減価償却資産について軽微な変更があった場合、本特例を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができますようになります。

2 事業承継税制

事業承継税制の抜本見直しについては「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」（仮称）の制定を踏まえて、平成21年度税制改正で「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されます。

この制度では、①事業承継相続人が非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の**80%に対応する相続税の納税が猶予**。②納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等のみを相続とした場合の相続税額を控除した額が猶予税額とされる。③その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、**猶予税額が免除**されるなど、軽減割合が大幅に拡充されています。

ただし、④その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる、その他の事情により「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」（仮称）に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、**猶予税額の全額を納付**。⑤その際には相続税の法定申告期限からの**利子税も併せて納付**。⑥この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象とな

った株式等のすべてを担保に供しなければならない等の措置が図られています。

また、この制度は「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」(仮称)施行日以後の相続に遡って適用されることになっています。

3 公益法人制度改革への対応等

公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴い、次のとおり公益法人関係税制の整備が行われました。

(1) 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

①公益社団法人及び公益財団法人

イ 各事業年度の所得の金額のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外する。

ロ 収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。

ハ 寄附金の損金算入限度額は、次のいずれか多い金額とする。

(イ) 所得の金額の100分の50相当額

(ロ) 上記ロの金額のうち、公益目的事業のために充当し、又は充当することが確実であると認められるもの

ニ 公益社団法人及び公益財団法人が支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

②収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

次の一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課税する。

(イ) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人

(ロ) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する一般社団法人及び一般財団法人

③全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち上記①及び②のいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人とする。

④特例民法法人

従前どおり、所得税法上の公共法人等及び法人税法上の公益法人等とする。

(2) 寄附税制

特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を加えるほか、特例民法法人に係る所要の経過措置等が行われました。

(3) その他

次のとおり、公益法人関係税制等について所要の整備が行われました。

①公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記について登録免許税が非課税とされました。また、一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等については1件につき6万円の登録免許税を課税することとされました。

②一般社団法人及び一般財団法人を消費税法別表第三に加えることとされました。

③その他所要の整備が行われました。

以上の内容につきましては、「平成20年度税制改正の要綱」外、改正案を基に作成しています。また、事業承継税制については、詳細を今後も説明してまいりたいと考えています。なお、税制改正の詳細等につきましては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。

川崎南税務署法人課税第1部門法人審理担当

e-Tax 推進委員会情報

※ e-Tax で使用可能な電子証明書について ※

国税電子申告・納税システム（e-Tax）を自ら利用するためには電子証明書の取得が不可欠ですが、以前ご案内した「商業登記に基づく電子認証制度」以外の電子証明も利用が可能です。

ここでは、利用可能な電子証明の一覧を掲載いたします。

経営上、既に取得している電子証明が下記にありましたら、貴社はe-Taxの利用がすぐにできますので、早急に開始届出書を提出することをお勧めいたします。

認証機関名	電子証明の名称	備考
(申請者の住民票のある) 市区町	公的個人認証サービス	事前に住民基本台帳カードの取得が必要 ※個人申告で使える！ ※法人代表者のカードで法人電子申告にも使える！
村全国登記所のうち指定の登記所	「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく認証サービス	事前にソフトを取得して申請用FDを作成
日本税理士会連合会	日本税理士会連合会電子認証局税理士証明書発行サービス	税理士が対象
(株)帝国データバンク	TDB電子認証サービスTypeA	電子入札に利用可能
日本商工会議所	ビジネス認証サービスタイプ1-A	電子入札に利用可能
	ビジネス認証サービスタイプ1-E	
	ビジネス認証サービスタイプ1-C	行政書士が対象
日本認証サービス(株)	AccreditedSignパブリックサービス2	電子入札に利用可能
東北インフォメーション・システムズ(株)	TOiNX電子入札対応認証サービス	電子入札に利用可能
(株)中電シーティーアイ	CTI電子入札・申請届出対応電子認証サービス	電子入札に利用可能
日本電子認証	AOSignサービス	電子入札に利用可能
(株)NTTアプリエ	e-Probatio PSサービス	電子入札に利用可能
	e-Probatio PS2サービス	電子入札に利用可能
四国電力(株)	よんでん電子入札対応認証サービス	電子入札に利用可能
セコムトラストシステムズ(株)	セコムパスポート for G-ID	電子入札に利用可能
(株)ミロク情報サービス	MJS電子証明書サービス	電子入札に利用可能
ジャパンネット(株)	電子入札コアシステム用電子認証サービス	電子入札に利用可能
地方公共団体における組織認証基盤(LGPKI)	職責証明書	地方公共団体等が対象

平成19年8月末現在

※ いずれも認証期間、導入ソフトウェア等及び周辺機器、購入価格等がそれぞれ異なりますので、新たに電子証明を取得される場合には、どれが求め易いかよくご検討してください。

女性部会 創立30周年を迎えて

創立30周年記念式典が挙行される

川崎南法人会女性部会創立30周年記念式典が、去る5月14日(水)川崎日航ホテルにおいて開催いたしました。

式典および祝賀会には、来賓として佐野健川崎南税務署長、入澤初子神奈川県法人会連合会女性部会担当理事をはじめとして、県下法人会女性部会の皆様をお迎えし、無事に執り行うことが出来ましたことを心より感謝申し上げます。

川崎南法人女性部会は婦人部として昭和53年に設立され、税務署をはじめとする関係団体のご支援、県下法人会女性部会の皆様、諸先輩方のご協力をいただき、また女性部会歴代部会長はじめ、多くの部会員の地道な活動により今日に至っております。

さて、平成12年に男女共同参画社会基本法が制定され、これからの日本を女性が積極的に担っていくことが期待されている今日の社会状況において、女性部会は、会員企業の女性経営者や幹部の自己啓発の場であるとともに、多様化する法人会の事業活動に積極的に参画していかなければと思っております。

創立30周年を迎えた今日、法人会を取り巻く環境は大変厳しく、今年12月に公益法人の制度改革が施行されますが、法人会の基本指針である「よき経営者を目指すものの団体」として、地域社会に役立つ活動をと考えております。今後とも、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

(女性部会 梶知重子部会長)



山下会長



女性部会役員



佐野健川崎南税務署長



マジック風景



祝辞を述べる梶部会長



式典風景

Q3 裁判員になるために、資格はいらないのですか？

A 衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような人は、裁判員になることはできません。



1 欠格事由

- 義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。）
- 禁固以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士等）、警察官
- 都道府県知事および市町村長特別区長も含む）
- 自衛官 など

3 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めたら

Q4 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限ります。）
- ③学生又は生徒
- ④過去5年以内に裁判官、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

（やむを得ない理由とは、例えば）

- 重い病気、けが ●同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれのあること
- 父母の葬式等

裁判員になるにあたり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

Q5 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？ また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みを取ることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。



従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくなるため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。

『サポート救急』 運用開始！！

川崎市救急医療情報センターにおいて病院の案内のほかに
病院へ行くまでの民間救急車の紹介、タクシーの紹介及び手配をします！

1 救急の現状

本市における救急件数に占める軽症者の割合は例年約6割を占め、一刻を争うような重症者の助かる命も救うことができない事態が懸念されています。

2 運用内容

救急車を呼ぶまでもない通院等の際に、寝台や車椅子が利用できる民間救急車や歩行が可能な方が利用するタクシーの案内をします。

紹介した民間救急車には応急手当講習の修了者が、タクシーには普通救命講習を受講した運転手が乗務し、応急手当セットなどを備えるようにしています。

なお、民間救急車及びタクシーの利用料金は利用者負担となります。

救急車でなければ救えない「命」があります。

緊急性がなく、病院までの交通手段がないときは

サポート救急をご利用ください



川崎市救急医療情報センター

24時間 年中無休

044-222-1919

川崎消防団では、消防団員を募集中です！

地域を守る！熱いハートのある方を募集しています。

お問い合わせ：川崎消防署予防課 TEL 223-0119

新入会員のご紹介

(平成20年3月31日～6月10日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中	ダイコーテクノス(株)	興 梶 圭太	宮本町 3-11-402	建設業	A I U 保険会社
中	サイエンテック(株)	悉知 藤也	砂子 2-10-7 ルリエ川崎駅前 404	魚の餌の卸売	(株) 一心屋
中	(株) T & T ビジネス	金 鳳	下並木 11-5-3-411	貿易、IT事業	(株) 阿部石材店
中南	(株) S H T C	松坂 鍾	小川町 13-8 第2ヒロサワビル 602	I T 関連	(株) 一心屋
南	(株) レリーフジャパン	大関 学	浜町 1-4-11	ミネラルウォーター(天然水)の卸販売	(株) 一心屋
南	(株) ビーテックス	牧 栄子	京町 2-24-6-601	インターネット販売ハイオマス事業	島田電設工業(株)
南	(株) ブラスト	中嶋 喜与志	京町 2-12-8	とび、土木、コンクリート工業	A I U 保険会社
南	(有) 望 星	田中 美津江	小田 6-11-24	不動産の管理及び賃貸	(株) 阿部石材店
南	(株) グランツ	相崎 宏樹	渡田新町 2-2-10	情報サービス	(有) 博文堂
南	(有) 二千翔企画	山口 直樹	小田 栄 1-10-10	建設業	A I U 保険会社
南	(株) 臨 港	松野 茂	鋼管通 1-17-15	建設業	A I U 保険会社
東	(有) 柏木建材店	柏木 茂	池上新町 2-15-13	建築材料販売	大同生命保険(株)
東	(株) アイティホーム	石川 忠義	観音 1-17-14	マンションリフォーム、清掃	(株) 後藤ライト工業所
幸	(株) 沼田屋本店	沼田 栄夫	鹿島田 38	貸室	(有) 金子酒店
幸	F O N E (株)	板倉 不二夫	南幸町 2-76	美容室	A I U 保険会社